

寄付金に関する税制優遇措置のご案内

平成24年4月1日からの公益財団法人への移行により、本連盟は税法上の特定公益増進法人となりました。これに伴い、法人及び個人の皆様からのご寄付について、税法上の優遇措置が受けられます。

●個人からの寄付に係る税法上の優遇措置

【所得税の寄付金控除】

所得控除の場合 [年間寄付金額 (年間所得の40%が限度) - 2,000円] が所得から控除され控除後の所得に課税されることとなります。

例) 5万円のご寄附を頂いた場合

50,000円 - 2,000円 = 48,000円が所得から控除されます。

所得税率20%であれば、48,000円 × 20% = 9,600円の税金が減額されます。

●法人からの寄付に係る税法上の優遇措置

本連盟に対する寄附金は、一般の寄附金の「損金限度額」と別枠で「特別損金限度額」まで損金算入が認められます。この制度の適用を受けるためには、法人税の確定申告の際に、「寄付金の損金算入に関する明細書」の添付と本連盟発行の領収書を保存していただくことが必要です。

なお、損金算入限度額は、その法人の資本金や所得金額によって異なりますので、詳しくは税務署、税理士会相談室や税理士にご確認ください。

お問い合わせ

公益財団法人日本セーリング連盟

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2 Japan Sport Olympic Square 9階

電話 : 03-6447-4881